

入会御料地における山梨県の治水・造林施策 —御下賜の一因として—

山岸健一・竹本太郎・永田信・古井戸宏通（東大院農）

要旨：御料林は宮内省御料局（のちに帝室林野局）によって経営された皇室財産で、その大部分は明治 22 年に成立する。山梨県内の御料林もこの時に成立するが、その著しい特徴は、明治以前から入会利用が行われていた入会御料地と呼ばれる箇所が、県内御料林の 8 割強、県内全林野に対しても半分近くを占めたことである。入会御料地は明治 44 年に山梨県へ御下賜され、恩賜県有財産（県有林）となる。御下賜の理由については、これまで入会権や林野利用権への関心から御料局による林業経営や入会団体による林野利用に注目した研究が行われる一方で、御料林における県の施策の検討が十分に行われたとは言い難い。本研究では、入会御料地における山梨県の治水・造林施策の分析を行い、県が、1) 入会御料地の荒廃による治水上の問題に強い危惧を抱いていたこと、2) 御料林に対する施策の限界から、問題の根本的な解決には御料林の下戻しが必要と考えていたこと、を明らかにすることで、3) 治水・造林施策を進めたかった県と山林局による要求が御下賜の一因となった可能性、を指摘した。

キーワード：入会御料地、御料林、治水・造林施策、御下賜、山梨県

Abstract: Japanese Imperial Forest, *Goryorin*, was established mainly in 1887 and managed by the Imperial Estates Bureau in the Imperial Household Ministry and later by the Imperial Forestry Bureau. *Goryorin* in Yamanashi Prefecture was established in 1887, too, but it has significant characteristics; more than 80% of which were occupied by *Iriai-Goryochi*, a part of Imperial Forest where residents had long used it as common land of their community. *Iriai-Goryochi* also accounted for about a half of the whole forest in Yamanashi Prefecture. In 1911, *Iriai-Goryochi* was gifted to Yamanashi Prefectural Government, so that vast Prefectural Forest was established. Concerning the reason of the imperial gift, due to high interests on the rights of common and the forest utilization rights, some researches attributed it to the Imperial Estates Bureau's forest management and common land groups' forest utilization. However, the research on prefectural policy to *Goryorin* has remained not enough. In this study, through the analysis on flood management and afforestation policy conducted by the prefecture in *Iriai-Goryochi*, we reconsidered the reason of the imperial gift.

Keywords: Iriai-Goryochi, Imperial Forest, flood management and afforestation policy, Yamanashi Prefecture

I はじめに

御料林は宮内省御料局によって経営された皇室財産で、その大部分は明治 22 年に官林及び官有山林原野を編入

することで成立する。山梨県内御料林もこの時に成立するが、その著しい特徴は、明治以前から入会利用が行われていた入会御料地と呼ばれる箇所が、県内御料地全体の 8 割強、全林野に対しても半分近くを占めることである（表-1）。加えて、三重県内の 3 箇所の御料林と並んで最強固の入会慣行が存在したと言われている（帝室林野局 1939）。

入会御料地は明治 44 年に山梨県へ御下賜され、県内林野の約 44% を占める、他都道府県に比べて非常に大きな県有林となる。いずれの時代においても、林野の所有

表-1. 明治 42 年の山梨県下林野面積（町歩）

Tab.1 Forest areas in Yamanashi Prefecture (1909)

所有別	公簿面積	見込面積
林野計	468,453	333,496
御料地計	406,442	190,717
入会御料地	298,978	160,947

出典：山梨県林政誌pp.85-86より作成

Kenichi YAMAGISHI, Taro TAKEMOTO, Shin NAGATA, Hiromichi FURUIDO (The University of Tokyo, 1-1-1, Yayoi, Bunkyo-ku, Tokyo 113-8657), Flood management and afforestation policy of Yamanashi Prefecture in Iriai-Goryochi – as a factor of imperial gift -

権者であった国・御料局・県は入会慣行に基づく林野利用を望む入会団体の要求に対処せざるを得ず、林野の利用関係を規定する様々な制度がつくられた。

このために、山梨県の林野に関する研究は、入会権や林野利用権への関心から所有権者と入会団体に注目した研究が中心となり（川島（1983）、北條（1965、1966）、志賀ら（2008）など）、御下賜に関する研究の多くも同様の視点から行われた。御下賜に関する研究を大橋（1991）に従って整理すると、御下賜の理由について大きく「水害」説と「入会」説にわけられる。「水害」説は、御下賜を伝える御沙汰書の文面を有力な根拠として、山梨県当局等が公式に主張するものである。明治中期以降頻発した水害によって県経済が復興困難な状態にあることを憐れみ、御料地が県有財産として特別に下賜されたとするもので、県経済の復興のために県が県有財産を管理し林業経営と国土保安を両立させることを主張する。一方の「入会」説は、法社会学者や入会団体が主張するものである。御料局による林業経営確立の志向が、入会団体による林野利用の実力行使によって頓挫し、その後処理として県への下戻が行われた、とするものである。さらに北條（1966）は、御下賜の実態は官民有区分の是正措置であり入会御料地は入会団体へ下戻されるべきとして、県有財産化されたことを批判している。

しかし、これらの研究では、林業経営確立を志向する所有権者と入会慣行に基づく林野利用を求める入会団体との関係を明らかにし、その文脈において御下賜を理解してきたものの、御料林に対する県の施策の検討が十分には行われずに残されている。山梨県は、明治 30 年の森林法制定以降、入会御料地の保安林編入などの施策を積極的に進めている。そこで、本研究では、入会御料地における山梨県の治水・造林施策の分析を行い、御下賜の理由を再検討した。

II 方法および資料

本研究では、入会御料地における山梨県の治水・造林施策に関する既存の資料・統計書を収集し整理・分析することを通して、施策の方針および実態を明らかにする。

まず、県行政と密接な関係を有した農商務省山林局の報告書から県による施策の方針を明らかにし、続いて報告書と合わせて統計書の分析を行うことで実際にとられた施策の実態を明らかにする。そのうえで、御下賜において県の果たした役割を検討し、御下賜の理由を再検討する。

本研究に用いた主な資料を表一2に示した。

表一2 本研究で用いた主な資料

Tab.2 Main documents used in this research

No.	編著年	表題（内容）
①	M36	山梨県山林救済意見 (治山事業に必要な施策を県がまとめた)
②	M36	御勅使川入保安林編入調査書 (県による保安林編入のための調査)
③	M36	山梨県ノ森林整治 (①の施策を県が一般に周知した)
④	M41	山梨県下水害ト森林ノ関係視察復命書 (M40の大水害後に農商務省山林技師が行った調査)
⑤	M42	山梨県下植林事績 (県が植林の奨励を目的に成績良好な事例を編纂)
⑥	M44	恩賜林視察復命書 (御下賜後の管理規則作成のための山林局長による調査)

III 結果

1. 県による施策の方針 山梨県（1922）によれば、山梨県が重要な県事業として治水・造林に取り組み始めるのは、明治 35 年県内務部に林政を担当する第六課を設置して以降である。第六課によって、まず県内林野の現状の調査が行われ、その後荒廃した山林と水害に対して県がとるべき方針と具体的な施策が立てられていった。資料①は第六課の意見書、資料③はその内容を一般に周知するために編述されたものであり、いずれも県により公表されたものである。これらによると、山林の荒廃に対して県がとるべき手段として、まず森林法に基づく『国土保安上必要アル』箇所の保安林編入と、無立木地ないし荒廃山林に対する造林命令をあげている。これらの手段で林業を強制する林野を強制森林と呼び、御料林では 2/3 を強制森林とする見込みを立てている。御料林に対して治水上の強い危惧を抱き、御料林の過半を森林法に基づく強制森林とすることで一定の管理をしたいという県の姿勢が読み取れる。

また、入会御料地においては明治 23 年に制定された御料地における草木払下規則の規定により造林命令の対象は入会団体となる。補助的な手段として、県費による樹苗圃の設置と苗木の無代下付、造林費の補助、林業講習の実施をあげ、入会団体を造林の担い手として厚く補助する方針を示している。

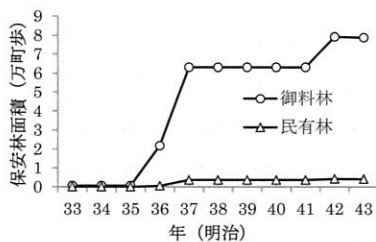
入会御料地の荒廃及び水害の原因について、県と山林局の考えを見ることができなのが資料④である。これは、明治 40 年の大水害直後に農商務省の山林技師大庭景臣が行った調査の復命書を、山梨県内務部が発表したものである。御料局については入会団体の利用によって利益を制限されるために適切な経営を行っていないこと、入会団体については林木に対する愛護の念がほとんどないため部分造林等が容易には行われないうこと、県については御料地であるために保安林編入の他には自由に施策をなすことができないことをあげ、これらを入会御料地の

荒廃の原因としている。

御料林は皇室財産であり、その目的は林業経営による収益である。この点で国土保安の目的を併せ持つ官林・官有山林原野とは異なる。強固な入会利用の存在により収益をあげることができないために適切な経営を行わない御料局に対して、国土保安＝治山・治水上の観点から県と山林局が不満を抱いていたことが伺える。同資料では、最後に、御料局の負担の下で入会団体の状況を考慮したうえで適切な施業案をたて、入会団体に請け負わせて造林をすすめるのが望ましく、御料局もそのための措置を講じるはずだとしている。

御料局による御料林経営に対する県の認識は、資料⑥からもうかがえる。入会団体は届け出た払下の区域と草木の数量を守ることはなく、許可区域の内外を問わず至る所自由に採取をしており、御料局員はこれを黙認していた。また、御料局による実地調査も疎慢であった、としている。

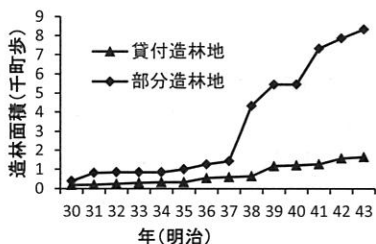
2. 県による施策の実態 続いて、県による治水・造林施策の実態についてみていく。まず統計書から保安林編入と造林の進展状況を見る。図一1および図一2より、保安林が明治36年から、造林地が明治38年から急増することがわかる。保安林編入は明治36年から42年にかけて数万町歩におよび、うち御料林内保安林は公簿面積



出典：山梨県統計書より作成

図一1. 山梨県下の保安林面積

Fig. 1 The area of protection forests in Yamanashi prefecture



出典：山梨県統計書と大日本山林会報243号より作成
注：いずれも明治30-35年は入会御料地のみ値

図一2. 山梨県下御料林における造林地面積
Fig. 2 The area of afforested land in Goryorin

で約8万町歩(明治43年)、御料林全体の約1/5を占めるに至る。また、造林地は、貸付・部分造林地あわせて約1万町歩におよぶ。保安林編入が着実におこなわれていたこと、造林が一定の進展をみたことがわかる。また、山梨県(1922)によれば、明治35年に造林補助、明治36年に県苗圃、明治38年には苗木の無代下付が開始され、補助的手段も実行に移されている。

続いて、資料②から保安林編入の実態について見る。資料②は、明治36年に御勅使川水源地の保安林編入に際して行われた県による調査の報告書である。ここで編入予定とされているのは、水源地のうち面積の大きな2つの入会御料地だけであり、残地は第二次の調査に委ねるとしている。その理由としては、両入会御料地で水源地の7割5分を占めること、民有林地は一度に編入手続をすると薪炭材や刈敷の採取等に恐慌をきたす恐れがあることなどがあげられている。

表-3. 御勅使川水源地の地種区分別面積(町反畝歩)

Tab.3 Structure of forest ownership in the source area of Midai River

地種区分	台帳面反別	見込実面積	占有率(%)
旧三十六ヶ村入会御料地	1,666.6620	4,103.4426	58.7
芦倉入会御料地	1,351.5000	1,184.4312	16.9
榑村入会御料地ノ内	-	114.89	1.6
旭村入会御料地ノ内	-	203.18	2.9
同村民有山林ノ内	-	73.81	1.1
神山村民有山林ノ内	-	214.37	3.1
芦安村民有山林	123.0521	280.82	4.0
全 其他	73.5371	73.5511	1.1
源村御料地	-	1.57	0.0
全村民有山林	321.0930	472.70	6.8
全 其他ノ内	268.0763	268.0903	3.8
計	-	6,990.7622	100.0

※「…ノ内」とあるのは御勅使川水源地以外の箇所があり、それを除いた面積であることを示す。

出典：『御勅使川入保安林編入調査書』pp.22-23より作成

調査内容としては、主に保安林編入における国土保安上の得失、御料局にとっての得失、入会団体にとっての得失が調べられている。具体的には、現状では、水害被害や治水土木費が膨大であり増加する見込みであること、保護取締りはほとんど為されていないこと、払下量に比べて入会住民の実際の伐採量が極めて多い為御料局の払下収入も極めて少なくなっていること、林野の荒廃によって林木・小柴・刈敷・草等の採取の労力が年々増えていること等が詳細な調査より述べられている。保安林編入によってこれらの損失が解消されることに加えて、入会団体は造林補助金及び苗木の無代下付を受けた上で部分造林をすることで、林木という最も安定した財産を

得ることできるとしている。

その内容は、保安林編入の国土保安上の利益だけではなく、御料局の利益と入会団体の生活・生業への影響及び利益にかなり配慮したものになっている。

また、造林の担い手について見る事ができるのが、資料⑤と資料⑥である。資料⑤は、県下で植林を奨励する為に成績優良な造林事業の事例を集め編述したもので、造林命令対象地である高尾山入会御料地の事例を見ることができる。高尾山入会御料地は明治 37 年に保安林に編入され、同時に無立木地に対する造林命令を受けている。入会団体は皇室林野局に対して全ての造林を負担する事をし、結局二官八民の部分林として明治 39 年から 18 年間で、524 町歩の人工造林を計画している。明治 42 年までに 225 町歩の造林を終えている(表-3)。このうち、入会団体以外の造林は全て入会団体の希望により設定されたもので、いずれも経営の責任は入会団体にある。また、これ以外に入会団体の保護のもとに 10 年間入林を禁止して天然造林(注1)をするものが約 122 町歩ある。造林の目的については、もちろん基本財産の造成にあるが、一方ではそれは治水のための治山にほかならない、とも述べられている。

表-4. 高尾山入会御料地における造林面積

Tab. 4 Afforested area in Takaoyama Iriai-Goryochi

造林者	造林対象面積(町歩)	植栽済面積(町歩)	植栽本数
入会団体	320	75	216,545
入会村学校	58	58	241,671
地元村学校	149	8	31,125
郡		84	288,481
計	527	225	777,822

資料⑥からも、同様に入会団体が造林を担っている様子がうかがえる。資料⑥は、御下賜後の恩賜県有財産の管理規則をつくるにあたって、当時の熊谷県知事の依頼により山林局長・上山満之進らがおこなった調査の報告書である。明治 36 年に保安林に編入された御勅使川入旧三十六ヶ村入会御料地における造林事業では、造林のために部分木植栽契約がなされた約 1971 町歩のうち、郡事業地を除く約 9 割 8 分が入会団体による造林事業地とされている。

IV 考察

以上から、まず、御料林下に見られる県の姿勢は、御料林のうち特に入会御料地の荒廃による治水上の問題に強い危惧を抱き、強制的手段・補助的手段を用いて積極

的に入会御料地の造林をすすめようとした、と言える。その契機としては、明治 30 年の森林法成立と明治 35 年の第六課設置が重要であったことがわかる。造林の担い手は入会団体であり、保安林編入地・造林命令対象地での入会団体による造林は一定の成果をあげている。しかし、如何せん御料地であったために、県は自由に施策を為すことができず効果は限られていた。根本的な問題の解決には、御料林の下戻が必要であり、県は自ら経営することで造林・治水を進めたかった。それは、山林局の意向とも一致していた、と言えるだろう。

これらを踏まえると、適切な経営のできない御料局に代わって自らの所有の下に治水・造林施策をすすめたかった県が、同様の意向を持つ山林局とともに「水害説」の主張を建前に御下賜を要求し、結局これを実現させたと見ることができるのではないか。これが、御下賜の一因だったと言えるだろう。

引用文献

- (1) 川島武宜 (1986) 事例研究 4 山梨県の「恩賜県有財産」に関する入会権、慣習法上の権利 (川島武宜 著作集 第 9 巻), 岩波書店, 東京
- (2) 北條浩 (1965) 恩賜林の去今来, 宋文館書店, 東京: 250pp
- (3) 北條浩 (1966) 御料林と農民, 宋文館書店, 東京: 345pp
- (4) 大橋邦夫 (1991) 公有林における利用問題と経営展開に関する研究 (I) —山梨県有林の利用問題—, 東京大学農学部演習林報告, 85: pp.85-165
- (5) 志賀和人・御田成顕・志賀薫・岩本幸 (2008) 林野利用権の再編過程と山梨県恩賜県有財産保護団体, 林業経済, 61(8): pp.1-16
- (6) 皇室林野局 (1939) 皇室林野局五十年史, 皇室林野局, 東京: 1046pp
- (7) 山梨県 (1922) 山梨県林政誌, 山梨県, 甲府: 330pp

注記

(注1) 天然造林は、人工造林によらずとも成林の見込まれる区域について、「入林ヲ禁止シ入会団体保護ノモトニ萌芽及ビ稚樹ニヨリ自然成林セシムルモノ」(同資料, p.47) とされる。